

船舶事故等調査報告書

平成26年9月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014長第33号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年5月4日（日、祝日） 11時10分ごろ
発生場所	佐賀県唐津市加唐島 ^{かから} 北東方沖 加唐島灯台から真方位045° 1,240m付近 （概位 北緯33° 37.5′ 東経129° 52.3′）
事故等調査の経過	平成26年5月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 ^{もり} 盛丸、3.8トン SA3-23637（漁船登録番号）、個人所有 B モーターボート みゆき丸、5トン未満（長さ5.38m） 290-37966佐賀、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 正船首部に擦過傷 B 右舷中央部に破口、オーニング及び航海灯の支柱に折損
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、僚船と共に流し釣り漁を行っていたが、所用のために途中で帰ることとし、船長Aが、航行方向を見て他船を見掛けなかったため、他船はいないものと思い、加唐島北東方沖を約13ノット（kn）の対地速力で手動操舵によって南進中、平成26年5月4日11時10分ごろB船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、加唐島北東方沖で船首を西方に向けて船首からシーアンカーを投入し、漂泊して釣り中、船長Bが、右舷船尾方からB船に向けて接近するA船を視認したが、いずれA船がB船を避航するだろうと思い、釣りを続けていたところ、A船が針路及び速力を変えずに接近したため、避航動作をとる間もなく、海に飛び込んだとき、B船の右舷中央部とA船の正船首部とが衝突した。 船長Bは、A船に救助され、A船及びB船は、自力航行してそれぞれ帰った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約3～4m/s 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
その他の事項	A船は、約13knで航行すれば、船首浮上による死角（視界が制限される状態）が生じていた。 船長Aは、レーダー及びGPSプロッターを作動させていた。

	<p>船長Bは、A船が、B船の約300～500m沖で操業していたので、B船を認識しているものと思っていた。</p> <p>船長Bは、以前から、この海域では至近（約30mぐらい）まで接近した後に転舵する漁船が多かったので、本事故当時も、A船が約50～100mに接近したときに気付いたが、魚が釣れていたこともあり、釣りを続けていた。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、加唐島北東方沖を南進中、船長Aが、航行方向に他船を見掛けなかったため、他船はいないものと思い、船首浮上による死角が生じた状態で航行していたことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、加唐島北東方沖でシーアンカーを入れて漂流して釣り中、船長Bが、右舷方から接近するA船を視認したが、いずれA船がB船を避航するだろうと思い、釣りを続けていたことから、A船が針路及び速力を変えずに接近し、避航動作をとる間もなく、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、加唐島北東方沖において、A船が南進中、B船がシーアンカーを入れて漂流して釣り中、船長Aが、航行方向に他船はいないものと思い、船首浮上による死角が生じた状態で航行し、また、船長Bが、A船がB船を避航するだろうと思い、釣りを続けていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船首死角を補う見張りを行うとともに、常時適切な見張りを行う必要があることを認識して運航を行うこと。 ・ 漂流中、接近する他船を認めた場合、速やかに注意喚起を行い、他船に避航する様子が見られない状況においては、機関を使用し、直ちに移動すること。